

検体番号	S 地区	採取箇所 (標準地番号)	樹種	測定結果 (Bq/kg)	付近の空間放射線量※ ( $\mu$ Sv/h)
No.138	104	152	アカマツ	2,370.3	1.13
No.139	105	154	ヒノキ	2,157.2	1.28

※ 空間放射線量の値は、樹皮の採取箇所に最も近い箇所で測定した空間線量率の値を引用。

測定の結果、No. 24、47 及び 63 で採取した広葉樹の放射性物質濃度が基準値 (6,400Bq/kg) を上回っているため、S-19、47 及び 63 地区の伐採木の搬出を見合わせる。

なお、指針では、「今後の知見集積により変動が予測されるため、最新の検査結果をもって内容を見直すこととする。」とされており、また、飯舘村では令和 5 年度から全量を現在整備中のバイオマス発電所に運ぶ計画のため、ある程度時間が経過した後（森林整備の着手時期等も考慮し）、再度放射性物質濃度を測定し、搬出の可否を判断するものとする。

他の採取箇所においては基準値(6,400Bq/kg)を下回っているため、整備対象地区で林内作業・木材の搬出ともに可能として計画を行う。

## 1.3 林内路網等調査

林内路網等調査は、対象地区内に存する作業道等林内路網の位置、規格等を調査し、5千分の1森林計画図に記載する。

ふくしま森林再生事業計画作成等業務委託標準仕様書(案)第307条より（森林施業等調査）

事業対象地区内及び周辺の既存路網について、既存の図面をもとに概要を把握し現地で確認を行う。調査対象とする路網の種別は、公道(国道、県道、市町村道、農道)、林道、林業専用道、森林作業道、その他、歩道とする。

既存路網の把握とともに、木材の集積等に使用する土場等の林業用作業施設の把握を行う。既存の土場以外に、土場として利用可能な平坦地の抽出も行う。

図表 26 路網区分

区 分		説 明
車 道	公 道	国道、県道、市町村道、農道。 農道は農道台帳に整理されているものに限る。
	林 道	効果的な森林整備と、地域産業の振興等を図るために開設する道。 林道台帳に整理されているものに限る。
	林業専用道	10t 積程度のトラックや大型ホイールタイプフォワーダの通行を想定した道。林業専用道として作設された道。
	森林作業道	木材の搬出などの作業のために作設された道。 福島県森林作業道作設指針に適合するもの。
	作業路	木材の搬出や土木工事などの作業のために作設された道のうち、森林作業道に該当しないもの。
	私 道	上記以外で個人、会社等が作設した乗用車が通行可能な道。
歩 道		人が歩くことを目的とした道。遊歩道のように整備されたものに限らず、幅 1m 程度の道も含める。

注：上記区分は、この報告書内での用語の使い分けを示したものであり、法令等に基づく区分とは異なる部分もある。